

令和 7 年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第 1 回相談・地域生活支援専門部会 次第

日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 2 時から
文京シビックセンター3 階 障害者会館 AB

- 1 開会挨拶 文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より
- 2 委員自己紹介 【資料第 1 号】
- 3 部会長及び副部会長の互選 【資料第 1 号、第 2 号】
- 4 議題
 - (1) 令和 7 年度自立支援協議会について 【資料第 3 号-1～4】
 - (2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について 【資料第 4 号・机上配布資料】
 - (3) 暮らしをサポートする仕組みについて 【机上配布・回収資料】
(グループワーク形式)
- 5 総括
- 6 事務連絡 次回日程等

【配付資料】

【資料第 1 号】委員名簿兼グループ一覧

【資料第 2 号】文京区障害者地域自立支援協議会要綱

【資料第 3 号-1】令和 7 年度文京区障害者地域自立支援協議会組織図

【資料第 3 号-2】令和 7 年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール

【資料第 3 号-3】文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

【資料第 3 号-4】令和 7 年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の検討事項について

【資料第 4 号】文京区版『障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続きについて』

【資料第 5 号】【事前アンケート】支援者用引き継ぎチェックシート(仮)の活用に向けて

【机上配布資料】【アンケート結果】支援者用引き継ぎチェックシート(仮)の活用に向けて

【机上配布・回収資料】「暮らしをサポートする仕組みについて」報告事例

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19 文福障第 1705 号	平成 20 年 2 月 18 日区長決定
19 文福障第 2191 号	平成 20 年 3 月 31 日一部改正
23 文福障第 2692 号	平成 24 年 3 月 30 日一部改正
24 文福障第 688 号	平成 24 年 6 月 01 日一部改正
24 文福障第 2127 号	平成 25 年 1 月 24 日一部改正
26 文福障第 3145 号	平成 27 年 3 月 30 日一部改正
27 文福障第 2238 号	平成 28 年 2 月 01 日一部改正
30 文福障第 2657 号	平成 31 年 3 月 15 日一部改正
2019 文福障第 2982 号	令和 2 年 3 月 18 日一部改正
2020 文福障第 2045 号	令和 2 年 12 月 18 日一部改正
2021 文福障第 2084 号	令和 3 年 12 月 17 日一部改正
2022 文福障第 2006 号	令和 4 年 12 月 2 日一部改正
2023 文福障第 3250 号	令和 6 年 3 月 29 日一部改正

(目的及び設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 精神科医師 1 名
- (3) 障害者相談員 2 名
- (4) 別表第 1 に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第 2 に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会
 - (2) 就労支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 子ども支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。
- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会
文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
 - (2) 就労支援専門部会
文京区障害者就労支援センター

(3) 権利擁護専門部会
文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会
文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会
福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

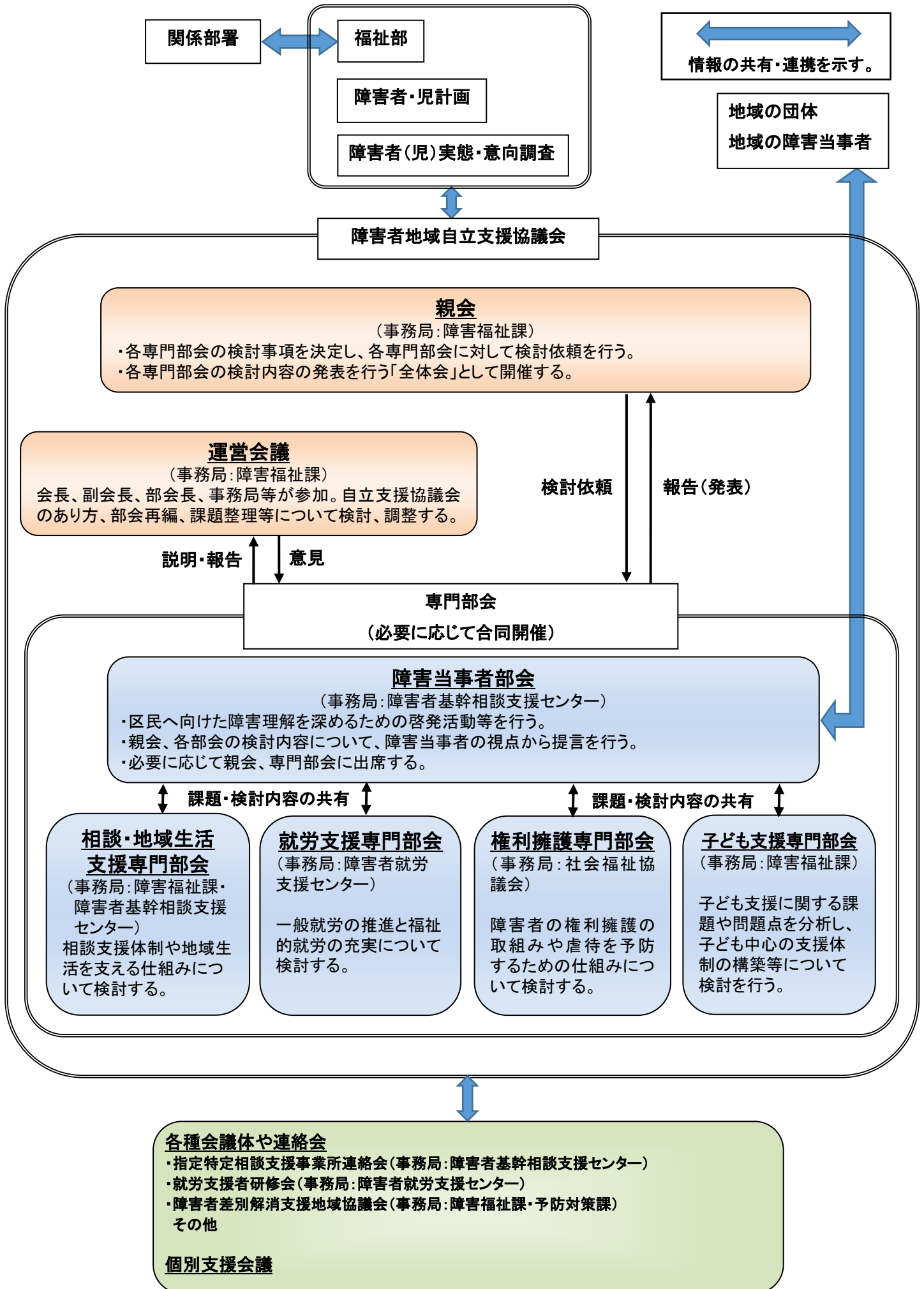
別表第 1（第 3 条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1 名
	民生・児童委員協議会	1 名
	障害当事者団体	1 名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1 名
	都立精神保健福祉センター	1 名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7 名以内

別表第 2（第 3 条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和7年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回				当初は12月頃の開催を予定していたが、全体会とのスケジュールを見て、調整する。				第2回 (全体会)	
運営会議		第1回						第2回				
障害当事者部会		説明・報告 意見	検討依頼	第1回 説明 意見		第2回		説明・報告 意見		第3回 説明 意見	発表	
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
就労支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
権利擁護専門部会				第1回			第2回			第3回	全体会に資料提出が間に合うよう、各専門部会は会議を開催	
子ども支援専門部会			第1回	第2回		第3回			第4回			

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
親会			
	委員委嘱(3年任期)		
			全体会の実施
	運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施	障害者・児計画事業実績の評価
相談・地域生活支援専門部会	相談支援専門部会	部会統合	
	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討	
	地域生活支援専門部会	優先協議課題の議論 (合同開催)	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討
	居住支援の課題について検討		引き継ぎチェックシートの作成
就労支援専門部会			就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討
	障害者就労支援ハンドブック活用についての検討	令和6年度地域支援フォーラム企画検討	
	週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける 意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成
	権利擁護に関するパンフレットの検討		
障害当事者部会	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から 優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について 意見 交換	防災について体験・検討
	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の 実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会
子ども支援専門部会		部会新設	
	部会設立にあたっての検討・協議	産前から小学生までの切れ目ない支援について ゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施

令和 7 年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和 7 年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業の実施に向けて研究、検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護の意識醸成および制度の利用促進、並びに関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協働して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、「ライフステージに応じた切れ目」ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

移行手続きに関するイメージ図

介護認定なし 介護認定非該当) 障害福祉固有サービスのみ

介護認定が非該当となった場合、または障害福祉固有のサービスのみを利用している場合は、65歳到達前と同様のサービスを障害福祉サービスにて引き続き支給することになります。

障害福祉サービス → 障害福祉サービス

介護認定あり

介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで要介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。

障害福祉サービス → 介護保険サービス

介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。

障害福祉サービス → 介護保険サービス 障害福祉サービス 横出し

介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乗せするかたちで障害福祉サービスの併用ができることもあります。

障害福祉サービス → 障害福祉サービス 介護保険サービス 上乗せ

費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1～3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口 ※ 障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

知的障害	障害福祉課 知的障害者支援係（03-5803-1214 ・区役所9階）
身体障害	障害福祉課 身体障害者支援係（03-5803-1219 ・区役所9階）
精神障害・難病患者等	予防対策課 精神保健担当（03-5803-1847 ・区役所8階）
.....	
介護保険	介護保険課 介護保険相談係（03-5803-1383 ・区役所9階）

文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会

支援者用

障害福祉サービスから 介護保険サービスへの 移行手続きについて

すでに障害福祉サービスを利用している方が65歳の誕生日を迎える時に、原則として介護保険の申請の手続きが必要です。

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの結果、要介護1と認定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これまでと変わらず生活を続けられるのか不安に思っています（利用している事業所、サービス内容及び利用者負担額等・・・心配は絶えません）。では、実際に、Aさんを事例にどのように移行していくのか確認していきましょう。

さんの概要

- 身体障害者手帳1級（視覚障害）
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- 所得区分 非課税世帯

これまで利用していた障害福祉サービス

- 居宅介護 月10時間（調理、掃除、洗濯等）
- 同行援護 月40時間
- 就労継続支援B型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行援護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）

利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
 - 介護保険サービスは、課税・非課税に関わらず、利用料金の1～3割を負担することになります。
- Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス（居宅介護から移行した訪問介護）について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負担額が発生するみたいね。



文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会

STEP
1

本人・相談支援専門員等

障害福祉サービス

現在利用中のサービスについて、障害福祉サービスを継続するものと介護保険サービスに移行するサービスについて理由を含めて整理します。

※各行政窓口

障害福祉サービス

本人が65歳を迎える年の障害福祉サービス更新2ヶ月前を目安に、通知等で移行申請の案内を行います。

本人への通知

- 通知は本人宛に届く為、相談支援専門員等は気にかけてください。
- セルフプランの方にも、通知等で移行申請の案内があります。

Point !

STEP
2

65歳到達日（誕生日前日）
60日前

本人・相談支援専門員等

介護保険サービス

要介護・要支援認定の申請を行います。60日前から申請可能です。
申請窓口は、介護保険課認定調査係、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)です。
申請は、本人のほか家族でもできます。

介護保険課

介護保険サービス

申請に基づいて、以下の事を行います。

- 1 訪問調査
調査員が自宅等を訪問し、心身の状況等についての調査を行います。調査には家族や支援者の方も立ち会うことができます。
- 2 主治医意見書
申請時に指定した主治医に対し、心身の状況等について意見書の提出を依頼します。
- 3 介護認定審査会
1と2をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会による審査・判定を行います。

申請、調査、期間について

- 直近約1か月以内の受診がない場合、主治医意見書を書いてもらうための受診が必要です。
- 申請から認定までは1か月半程度かかります。
- 窓口に来られない方は郵送での申請もできます（ただし、郵送申請は介護保険課のみの受付となります）。

Point !

STEP
3

65歳到達日

介護認定結果

介護認定なし
(介護認定非該当)

介護認定あり
(要介護/要支援)

本人・相談支援専門員等

介護保険サービス

介護認定が出ましたら、介護保険サービス利用に向けたケアプラン等を作成する必要があります。ケアプランは介護認定が要介護の方は、ケアマネジャーが作成し、要支援の方は、本人のお住いの住所に応じた、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が作成します。

併用あり

併用なし

介護保険サービス

本人・ケアマネジャー等

障害福祉サービス

介護保険サービスと障害福祉サービスを併用した場合は、ケアプラン等を各行政窓口へ提出する必要があります。

介護保険サービス

※各行政窓口

障害福祉サービス

提出されたケアプランの内容を確認して、介護保険サービスに移行後も、引き続き障害福祉サービスにて支給決定する必要がある場合には、サービスの内容について、受給者証等を発行し本人に送付します。

本人・相談支援専門員等

障害福祉サービス

介護認定非該当の場合は、介護保険サービスが対象外となり、障害福祉サービスが継続して利用できます。

ケアマネジャー探しについて

- ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）については、原則、本人や家族で決めていただきます。
- ケアマネジャーの情報については、介護認定結果に同封の一覧表や文京区介護・医療機関情報検索システム、ハートページ等で提供をしています。
- 相談支援専門員等が探す手伝いをする場合もあります。

Point !

本人・ケアマネジャー

介護保険サービス

介護保険サービスが利用できます。

※裏表紙の「行政窓口」をご参照ください。

【事前アンケート】 回答期限:7/7(月)**支援者用引き継ぎチェックシート(仮)の活用に向けて**

相談・地域生活支援専門部会では、障害福祉サービスを利用している方が、65 歳を迎えて介護保険サービスの利用へ移行する際に、サービスが切れ目なく円滑に利用できるよう、ワーキンググループを立ち上げて「支援者用引き継ぎチェックシート(仮)」を作成してまいりました。約 1 年間の検討を重ね、この度完成しましたので、今年度はシートの活用に向けて勉強会を開催し、参加者に説明の上配布していきたいと考えております。

つきましては、委員の皆様より事前にご意見をいただき、当日の部会では回答結果を机上配布しつつ皆様にご発言いただき協議、検討をしてまいりたいと思います。お忙しいところ大変恐縮ですが、下記アンケートへのご回答をどうぞよろしくお願い申し上げます。

1、【勉強会で取り扱う事例の候補】支援者用引き継ぎチェックシート(仮)の活用に向けて

勉強会でシートの活用方法を共有する際に、事例を取扱いながら行いたいと思います。【資料第 4 号】「文京区版障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続きについて」のウラ表紙「移行手続きに関するイメージ図」をご参照ください。

(1) サービス利用の移行支援にかかわったご経験や身近で知り得た事例がございましたら、以下にご回答ください。

- ① 介護保険認定なし(非該当)で、障害福祉固有サービスのみを引き続き利用
例)知的障害、就労継続支援 B 型を継続利用

- ② 介護認定ありで、障害福祉サービスの内容と共通した介護保険サービスを利用
例)精神障害、居宅介護を訪問介護へ移行して同様の支援を継続利用

- ③ 【横出し】介護認定ありで、障害福祉固有のサービスは継続し、他は介護保険サービスに切り替えて利用
例)身体+精神障害、居宅介護を訪問介護へ移行して、同行援護と就労継続支援 B 型を継続利用

- ④ 【上乘せ】介護認定ありで、共通した介護保険サービスに移行し、不足分は障害福祉サービスも利用
例)身体+知的障害、居宅介護を訪問介護へ移行して、不足分は障害福祉サービスの居宅介護を利用

(2) かかわっている方や身近にいらっしゃる方の中に、今後サービスの移行がうまくいくのかどうか、不安に感じる方の事例がございましたら、ご回答ください。

<裏面へ続く>

2、【勉強会の場の候補】支援者用引き継ぎチェックシート(仮)の活用に向けて

ご自身が出席したことのある会議や連絡会で、シートの活用について勉強会を行うにあたり適切な(ふさわしい)機会がございましたら以下にご回答ください。事務局や代表者をご存じでしたら、合わせてご記入をお願いいたします。

委員名

所属機関

ご協力をどうもありがとうございました。

下記 QR コードを読み取り、フォームからご入力いただくか、こちらの用紙に直接ご記入いただき、下記 FAX またはメールにてご送信ください。



文京区障害者基幹相談支援センター 相談・地域生活支援専門部会事務局

FAX:03-5940-2904

メール:hope@bunkyo-kikan.or.jp